

その課題に社会保険労務士が対応します!!

注:この専門家派遣は令和6年1月31日で終了します

専門家派遣のご案内



訪問による個別相談を希望される保育所に対して
専門家を派遣します!

ご利用対象は… 島根県内の
保育事業所 限定です

—専門家派遣でどんなことが相談できるの?—

- 働き方改革への取組み方法について
- 労働時間・休暇制度の見直しについて
- 賃金引上げへの取組みについて
- 人手不足対策について
- 助成金の活用について など

無料

専門家派遣の
ご利用は無料です!
(派遣は2回まで)

本件に関するお問い合わせ先

(一社) 島根県経営者協会 (齋藤、大嶋) 〒690-0886 松江市母衣町 55 番地 4 島根県商工会館 4 階
(TEL) 0852-21-4925 (FAX) 0852-26-7651 (mail) info@shimanekeikyo.com

専門家派遣申込書 【FAX】0852-26-7651 (一社) 島根県経営者協会 行

■ 下記の必要事項にご記入いただき、ファックスにてご送付ください。 申込日 令和 年 月 日

事業所名			
所在地	〒 -		
TEL		FAX	
フリガナ 担当者氏名		部署・役職	
相談内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 働き方改革への取組方法について <input type="checkbox"/> 賃金引上げへの取組について <input type="checkbox"/> 労働時間・休暇制度の見直しについて <input type="checkbox"/> 人手不足対策について <input type="checkbox"/> 助成金の活用について <input type="checkbox"/> その他 ()		

※この申込書にてお預かりした個人情報につきましては、本事業以外の目的で使用することは一切ありません。

※申込書到着後、日程調整等のため事務局からご連絡させていただきます。